

○拓殖大学研究倫理・公的研究費運営管理規程

平成20年6月23日

規程第4号

(目的)

第1条 この規程は、拓殖大学（以下「本学」という。）における学術研究の適切性及び信頼性の確保を図るとともに公的研究費の運営管理に関する必要な事項を定め、学術研究の遂行並びに公的研究費を公正かつ適正に取り扱うことを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「学術研究」とは、本学におけるすべての学内外の個人研究、共同研究等をいう。また、「公的研究費」とは、文部科学省等の公的資金配分機関が研究機関に配分する競争的資金等をいう。

(管理責任者)

第3条 学術研究の遂行並びに公的研究費を運営、管理するため、職制により次の管理責任者を置く。

- (1) 最高管理責任者 学長
- (2) 統括管理責任者 副学長（担当） 事務局長
- (3) コンプライアンス推進責任者 各研究科委員長 各学部長 別科長 各研究所長
事務局関係部長（総合企画部長、総務部長、学務部長、八王子事務部長、図書館・情報センター事務部長）

(管理責任及び権限)

第4条 学術研究並びに公的研究費の管理責任者は、次の事項につき管理責任及び権限を有する。

- (1) 最高管理責任者は、学術研究並びに公的研究費に係わるすべての事項に関し、最終的な責任を負う。
- (2) 統括管理責任者は、学術研究並びに公的研究費の運営及び管理に係わる事項を統括して実質的な権限を有し、その責任を負う。

また、最高管理責任者に管理及び運営状況を必要に応じて報告しなければならない。

- (3) コンプライアンス推進責任者は、最高管理責任者及び統括管理責任者の指示に基づき、不正を防止するため、研修会等のコンプライアンス教育を実施しなければならない。
また、事務局関係部長は、コンプライアンス推進責任者として、公的研究費の管理及び運営に関する事務手続き上の実質的な権限を有し、その責任を負う。

(研究倫理・公的研究費適正化委員会)

第5条 本学に「研究倫理・公的研究費適正化委員会」(以下「委員会」という。)を置き、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 最高管理責任者(委員長)
- (2) 統括管理責任者
- (3) コンプライアンス推進責任者
- (4) その他委員長が指名した者

(研究倫理・公的研究費適正化委員会の審議事項)

第6条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 研究倫理に関する事項
- (2) 公的研究費の適正な運用に関する事項
- (3) 学術研究・公的研究費の不正防止に関する事項
- (4) その他最高管理責任者が求める事項

(研究倫理特別委員会)

第7条 前条第1号について、必要に応じて「拓殖大学研究倫理特別委員会」を設ける。

2 研究倫理特別委員会に関する規程は、別に定める。

(公的研究費に係る事務)

第8条 公的研究費に係る事務取扱は、別に定める。

(取扱基準の明確化・統一化)

第9条 公的研究費の適正かつ円滑な執行のため、取扱基準を明確化し、学内における統一化を図るものとする。

(関係者の意識向上)

第10条 研究倫理の重要性に鑑み、研究倫理に関する関係者の意識向上に努めるものとする。

2 関係者の意識向上を図るために、研修会等を開催する。

(遵守と誓約)

第11条 学術研究の遂行にあたり、研究者並びにこれに係わる事務職員及び業者は、法令及び本学研究倫理ガイドラインを遵守し、これを書面により誓約するものとする。

(相談窓口)

第12条 学術研究に係る相談窓口を学務課、研究支援課、八王子学務課及び総務課に置く。

2 学務課、研究支援課及び八王子学務課の相談窓口は、学内の研究者を対象とする。

3 総務課の相談窓口は、学外者を対象とする。

(不正防止計画)

第13条 学術研究に係る不正を防止するため、不正防止計画を策定する。

2 不正防止計画は、学術研究に係る本学全体の実態を把握・検証し、不正発生要因に対する改善策を講ずることとする。

(通報窓口)

第14条 本学の学術研究の不正行為に関する通報を受け付ける通報窓口を内部監査室に置く。

2 通報窓口は、学術研究の不正行為に関する通報を受けたときは、速やかに管理責任者に報告しなければならない。

(調査、報告及び懲戒等)

第15条 管理責任者は、学術研究に係る不正又はその疑いがあり、調査の必要があると認めるときは、理事長に報告しなければならない。

2 管理責任者は、前項に該当する研究者に対し、必要に応じて公的研究費の使用停止を命ずることができる。

3 第1項の報告に基づき、理事長は教育職員人事調査委員会又は事務職員人事調査委員会に調査を諮問することができる。

また、委員には、本学及び告発者、被告発者と利害関係を有しない弁護士、公認会計士等の第三者を加えるものとする。

4 学術研究に係る不正が確認された者は、就業規則により懲戒を行う。

5 管理責任者は、公的研究費の不正については、通報等を受け付けた日から30日以内に、その通報等に関する調査の可否を理事長及び配分機関並びに文部科学省に報告すると共に、配分機関と調査方針、調査対象及び方法等について協議する。また、通報等を受け付けた日から210日以内に調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金の管理・監査体制の状況、再発防止計画等の最終報告書を理事長に報告し、配分機関に提出する。

6 管理責任者は、調査の途中であっても配分機関の求めに応じて、配分機関に中間報告を提出する。また、不正の事実が一部でも確認された場合は、理事長に報告し、配分機関に速やかに報告を提出する。

(不服申し立て)

第16条 被告発者は、調査結果に不服があり、再調査を希望する場合、通知後14日以内に

最高管理責任者に対し、不服申し立てを行うことができる。

- 2 不服申し立てを行うときは、不服申し立ての根拠を書面にして、申し立てなければならない。
- 3 不服申し立てに係る再調査は、再調査の開始から50日以内に完了する。ただし、やむをえない事情があるときは、この期間を延長することができる。
- 4 管理責任者は、特定不正行為の認定に係る不服申し立てがあった場合、配分機関及び文部科学省に報告をしなければならない。
- 5 管理責任者は、不服申し立ての却下や再調査開始の決定をした場合、配分機関及び文部科学省に報告をしなければならない。

(調査結果の公表)

第17条 不正行為が確定した場合、最高管理責任者は次の各号に定める事項をホームページで公表する。

- (1) 不正行為に関与した者の氏名及び所属
 - (2) 不正行為の概要
 - (3) 不正行為に対して、本大学が講じた措置の概要
 - (4) その他最高管理責任者が必要と認めた事項
- 2 前項にかかわらず、個人情報又は知的財産の保護等、最高管理責任者が非公表とすることにつき合理的な理由があると認める場合は、一部の事項を非公表とすることにつき合理的な理由があると認める場合は、一部の事項を非公表とすることができる。

(不正関与業者への対応)

第18条 公的研究費に係る不正に関与した業者については、「学校法人拓殖大学調達規程」第6条の規定に基づき取引を停止する。

(内部監査)

第19条 公的研究費の適正な使用を確保するため、モニタリングすると共に、別に定める「学校法人拓殖大学内部監査規程」に基づき内部監査を実施する。

(事務)

第20条 この規程に関する事務は、学務部が行う。

(改廃)

第21条 この規程の改廃は、理事長が決定する。

附 則

この規程は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。